



一人権だより



vol.38

【名称変更して3年経過しました】

平成23年4月1日に桂川町隣保館から桂川町人権センターに名称変更してから3年が経ちました。

隣保館から人権センターへと名称が変わった現在でも、隣保館の時と同様に、生活上の各種相談（よろず相談）をはじめ、人権啓発などに関する事業を総合的に実施し、多様化する人権課題の解決に向けた取り組みを推進しています。

なお、当センターには、大会議室・小会議室（和室）・料理教室などがありますので、人権啓発教育などを目的とした人権センター施設のご利用（※）をお待ちしています。

人権センターのご利用については、申請書を提出していただく必要がありますので、詳細につきましてはお気軽に当センターまでお問い合わせください。

皆さまの当センターのご利用をお待ちしております。

※利用については有料ですが、人権教育や人権学習などを目的とした利用の場合、使用料が減免となる場合があります。



▲大小会議室や料理教室が利用可。



▲桂川町人権センター外観。お気軽にお越しください。

【問合先】

隣保・人権同和教育係（桂川町人権センター）

☎05・11187

TOPIC ①

第37回 「桂川町社会を明るくする運動大会」



法務省「第64回社会を明るくする運動」の一環として、桂川町社会を明るくする運動大会を開催します。

【日時】 7月16日（水） 13時～15時40分

【場所】 総合福祉センター「ひまわりの里」

【主催】 飯塚保護区保護司会桂川支部・桂川町

【問合先】 健康福祉課 高齢者・女性係

☎65・0001



～社会を明るくする運動とは～

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で64回目を迎えます。

TOPIC ②

児童福祉週間

「そのいっぽ みらいにつづく ゆめのみち」

5月5日から11日までの1週間は、「児童福祉週間」です。

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に定められています。家庭や地域社会で子育てについて考えるきっかけにしてみませんか。

（標題は平成26年度標語最優秀作品）



TOPIC ③

～人間を救うのは、人間だ～

5月は日本赤十字社社員増強運動月間です